

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）

保健福祉部子育て支援課

事業費 172,016 千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案するなど、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を早期に支給する。

※低所得のひとり親世帯に対しては、令和3年4月から別途特別給付金給付事業を実施中。

事業内容

- 支給対象者
 - 令和3年度住民税非課税者のうち、
 - 令和3年4月分の児童手当及び特別児童扶養手当の受給者（令和3年5月から令和4年3月までに新たに同手当の認定を受けた者を含む）
 - その他支給対象児童の養育者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税者と同様の事情にあると認められる者
- 支給対象児童

平成15年4月2日（一定の障害の状態にある児童については平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童
- 支給額

児童1人当たり一律5万円を支給

事業費内訳 ※全額国庫負担（10/10）

【交付金】	対象児童数	3,300人		<u>165,000千円</u>
【事務費】	職員手当等	1,192千円	消耗品費	1,965千円
	印刷製本費	174千円	通信運搬費	1,793千円
	手数料	264千円	委託料	1,628千円
			合計	<u>7,016千円</u>

	支給対象者	支給時期	申請
支給スケジュール	児童手当等受給者	令和3年6月30日に支給	不要
	その他児童の養育者	申請受理後、早期に支給	必要
	家計急変者	申請受理後、早期に支給	必要